

1 題名 地租改正と地券について

2 取り組む理由（なぜ、このテーマを選んだのか？）

小学生・中学生でも、ものを買うと消費税という税金を払わなくてはなりません。消費税を今の8%からさらに引き上げるといという話があります。みずからの問題として税金の仕組みを歴史的に考えてみることは大切です。

3 研究の柱

(1) 江戸時代の年貢制度

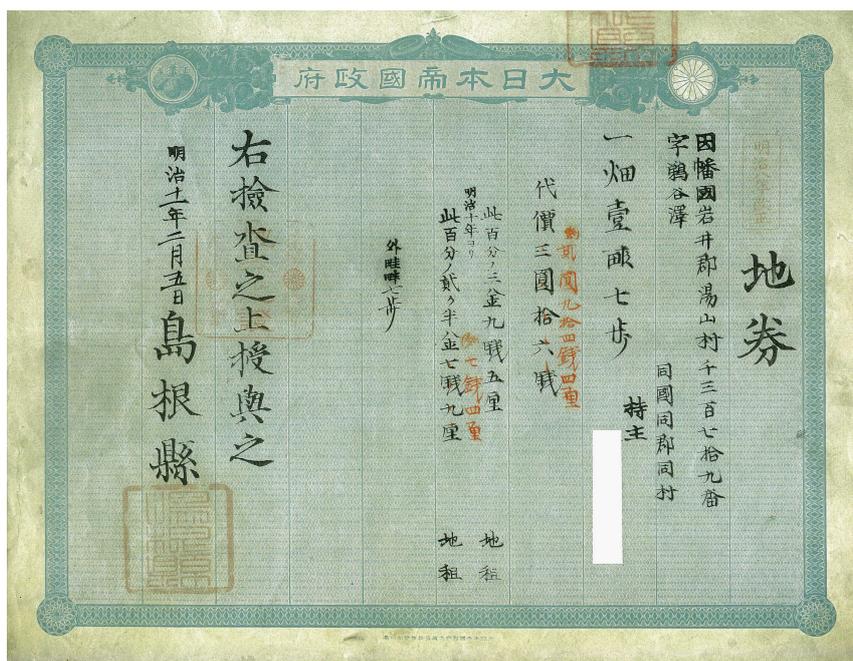
教科書や辞書などを使って、江戸時代の税である年貢について調べてみましょう。どのような仕組みや種類があつて、どのような問題があつたのでしょうか？

(2) 地租改正の実施

教科書や辞書などを使って、地租改正が行われた年や仕組みについて調べてみましょう。目的や内容について箇条書きにしてみるのもよいかもしれません。

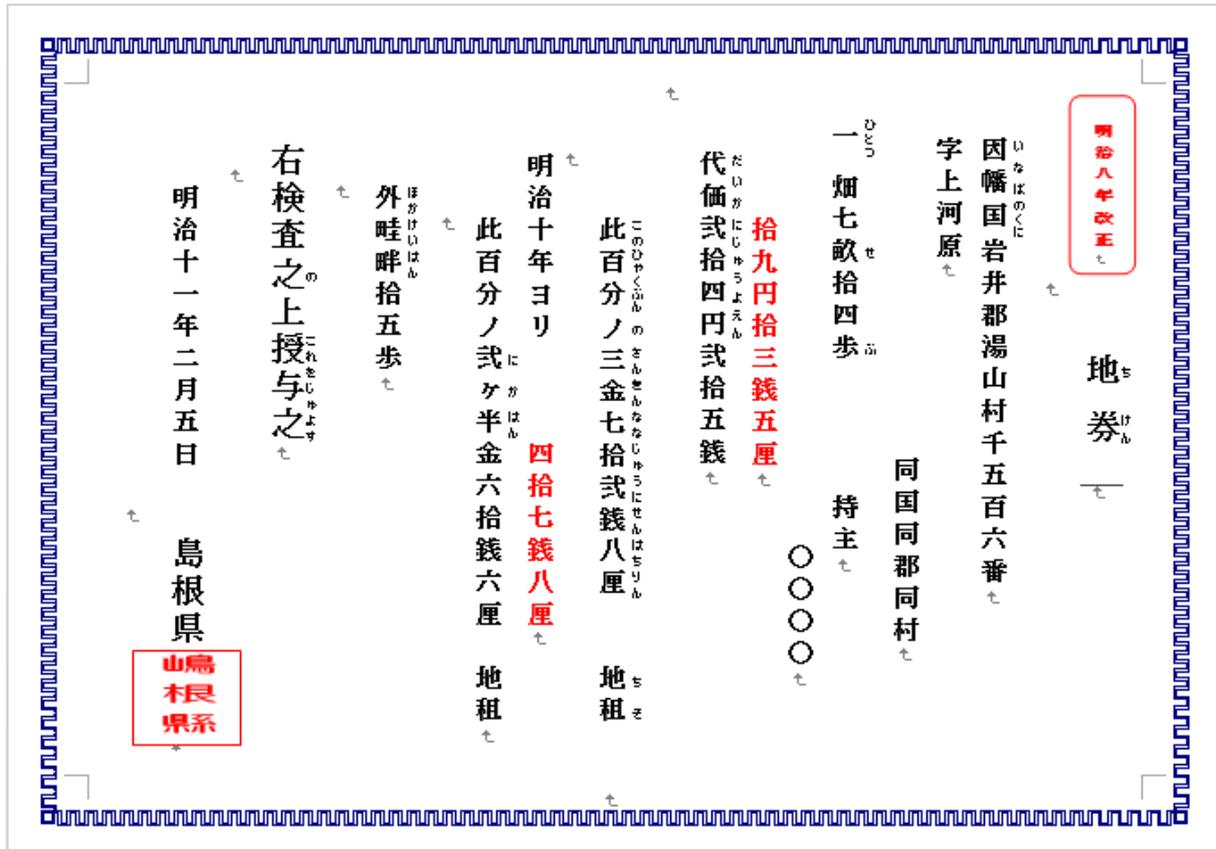
(3) 地券について

〔地券の表側〕の画像



解説

- 〔地券の表側〕には次のような文字が書かれています。



- 地券に書かれていることをまとめてみると、地租改正が目指していたことが分かってきます。たとえば、

- ①この地券の持主は○○○○さんで、因幡国岩井郡湯山村（現在の鳥取市福部町湯山）に畑（面積は7畝14歩）を持っています。
- ②その畑は、24円25銭の値打ち（これを地価といいます）があって、その地価の100分の2ヶ半（2.5パーセントのこと）にあたる60銭6厘が税金（これを地租といいます）です。
- ③この地租は、○○○○さんが役所に納めます。

注目！！

- ①地券の画像は複製して利用してもかまいません。
- ②公文書館には実物があります。実物を見て勉強をさらに深めることができます。

4 研究した感想を書いてみましょう

5 参考文献と引用資料、写真

研究したときには、どんな本や資料を利用したかを必ず書いておきましょう。

大日本帝國政府

地券

因幡國岩井郡湯山村千三百七拾九番
字鷓谷澤

同國同郡同村

一畑壹畝七步

持主

代價三圓拾六錢

勘別圓九拾四錢四厘

此百分ノ三金九錢五厘

明治十年ヨリ

此百分ノ貳ノ半金七錢九厘

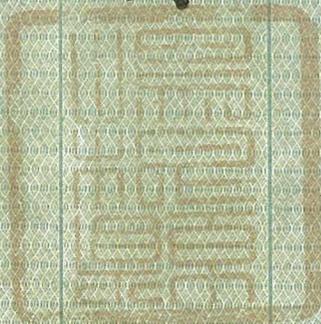
勘別錢四厘

地租
地租

外畦畔七步

右檢査之上授與之

明治十年二月五日 島根縣



明治八年改正

地券

因幡国岩井郡湯山村千五百六番
字上河原

同国同郡同村

一畑七畝拾四歩

持主

〇〇〇〇

拾九円拾三銭五厘
代価貳拾四円貳拾五銭

此百分ノ三金七拾貳銭八厘

地租

明治十年ヨリ

四拾七銭八厘

此百分ノ貳ケ半金六拾銭六厘

地租

外畦畔拾五歩

右検査之上授与之

明治十一年二月五日

島根県

山根系